

一般社団法人 恵庭観光協会 ご入会へのご案内

■ 一般社団法人恵庭観光協会のご紹介

恵庭観光協会は、恵庭市の観光宣伝及び観光客誘致促進等に関する事業を行い、観光産業の健全な発展を図り、もって市民生活文化の向上及び地域経済の振興に寄与することを目的とする法人です。

<当協会の略歴>

昭和 38 年に恵庭町観光協会が設立され、昭和 46 年に恵庭市観光協会へ改称

平成 17 年に社団法人恵庭観光協会設立（市の任意団体から独立し法人化）

道と川の駅花ロードえにわ指定管理者として指定され、道の駅内へ事務所移転

平成 18 年 7 月、道と川の駅花ロードえにわオープン

平成 23 年 一般社団法人へ移行

平成 31 年 3 月末、道と川の駅の指定管理期間満了をもって当該指定管理運営事業を廃止

同年 4 月、恵庭市役所内に事務所移転

令和 2 年 4 月、花の拠点センターハウス内に事務所移転、同所にて恵庭市観光案内所運営

当協会は一般社団法人として、剰余金の分配は行わない、特定の個人または団体に特別の利益を与えない、などの要件に合致した「非営利型法人」です。

■ 主要な事業

1. 観光宣伝及び観光客誘致促進

- ・ 恵庭市観光振興計画の推進
- ・ 恵庭市観光情報サイト「ENIWA EYE」の市と共同運用
- ・ 恵庭市観光パンフレット修正増刷・観光マップ制作
- ・ 観光案内所機能の充実
- ・ 道内外プロモーションへの出展参加
- ・ 恵庭市主催イベントへの協力
- ・ 各種メディアを活用した観光情報の発信
- ・ 市内観光関連施設等の PR
- ・ シティセールス推進活動への参画
- ・ インバウンド誘致促進事業への参画
- ・ シェアサイクル事業に係る管理運営とデータ研究
- ・ レンタサイクル管理運営（シェアサイクル補完）
- ・ 持続可能なガーデンツーリズムの研究と協議会参画、実践
- ・ 秋の恵庭溪谷誘客のための 2 次交通実験（シャトルバス）実証実験
- ・ 恵庭観光協会オリジナルグッズの企画・販売
- ・ 近隣市町・観光推進組織等との連携とスケールを活かした誘客活動

2. 恵庭市花の拠点「はなふる」の成長と充実への関わり及び関係者との連携

- ・ 恵庭市、総括管理運営者、各運営事業者との連携協力
- ・ 市内外関係者・活動者等との円滑な関係構築と協同
- ・ ガーデンエリア等（花壇）を活動場所とする市民活動への協力
- ・ 市内外団体組織との連携及びイベント等開催誘致

3. 観光土産品及び特産品の開発、販路の開拓支援

- ・ 恵庭市農商工等連携推進ネットワークとの連携・協力
- ・ 特産品、地場産品の宣伝及び販路開拓・拡大支援
- ・ 特産品開発への支援及び市内企業等との連携
- ・ 市内外イベント等における観光土産品及び特産品の宣伝 PR

4. その他当協会の目的を達成するために必要な事業

- ・ 恵庭市及び恵庭商工会議所との連携
- ・ 市内各振興団体・組織との協調連携
- ・ 観光トレンドや手法、他地域の取組等情報収集
- ・ 「花のまち恵庭」を次世代に継承するための研修・研究
- ・ シビックプライド醸成を図るための検討・研究
- ・ その他協会の目的を達成するために必要な調査研究

当協会の趣旨目的及び事業にご賛同いただける法人・個人の方へ広く会員入会を募り、ご納入いただく会員会費を原資としてこれらの観光振興事業に取り組んでいます。

■ 会員様特典

- 恵庭市観光案内所にパンフレットやリーフレットを優先的に配架します。
- 観光客からの問い合わせに対し優先して案内します。
- 各種プロモーションの機会において優先して紹介します。
- マスコミヤ雑誌等から情報提供を求められた場合は優先して紹介します。
- 当協会が独自に制作する観光情報ツールに優先的に掲載するほか、行政等が制作を行う観光情報ツールへは掲載推薦をします。

■ 入会手続きについて

入会をご希望される場合は、所定の入会申込書に必要事項をご記入のうえ事務局にお申し込みください。お申し込み後、理事会での審査承認を経て入会となります。

■ 年会費について

団体会員（法人・組織団体等）は1口5,000円の2口以上（10,000円～）です。
口数の上限はありません。

■ 当協会につきまして、会員入会に関しましてお尋ねのことがありましたら

一般社団法人恵庭観光協会 事務局

〒061-1375 恵庭市南島松 828-3（センターハウス内）

TEL：0123-21-8900 FAX：0123-21-8977

受付時間 9:00～17:00

までどうぞお気軽にお問い合わせください。